

第 66 回原状回復対策協議会について

現在、青森県境不法投棄現場において、廃棄物の撤去が終了し、その下にある土壤汚染対策などに取り組んでいます。去る 3 月 19 日に開催された協議会の内容についてお知らせします。

1 土壤汚染対策について

土壤汚染の原因であるジオキサンの浄化対策として、高濃度継続地点では、次の重点対策を実施します（図）。

- J 地区（北側）：大型集水井戸、貯水池などを設置します。
- A-B 地区境界部：高濃度土壤の掘削除去後、周辺井戸の地下水濃度は低下傾向ですが、未だ基準超過が継続していることから、汚染地下水を集水するための追加対策などを実施します。
- A 地区西側：汚染範囲を特定するための調査を行い、追加対策を実施します。



図：浄化対策計画

2 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキングの課題と今後の取り組み

このワーキングは、これまで不法投棄廃棄物の撤去等で得られたデータのとりまとめや原状回復後の跡地利用について、二戸市民の意見を聴きながら進めていく取り組みです。課題と今後の取り組みの方向性について報告がありました。

●課題

- ・教訓を伝える取り組み：誰が、どこで、どのように伝えていくか。
- ・跡地利用策：引き続き多くのアイデアを募り、どのように跡地利用を具体化させていくか。
- ・教訓を伝える取り組みや跡地利用策：市民の意見、特に 20 代以下の若い世代からの意見を聴いていく。

●平成 28 年度以降のワーキングの取り組みの方向性

- ・本事案に係る経緯、不法投棄の防止対策等をまとめるデータベース：市民に分かりやすく、事案について網羅されたものであるか等の視点で検討していくこと。
- ・本事案の学習施設等：その運営主体、設置場所等について検討していくこと。
- ・跡地利用策：引き続き多くのアイデアを募り、出されたアイデアの実施可能性等を検討し、具体的な跡地利用方法、その運営主体、運営費の確保策等について検討していくこと。
- ・以上の取り組みについて、幅広い世代の二戸市民の意見を聴きながら進めていくこと。

第 67 回原状回復対策協議会を次のとおり開催する予定です。

どなたでも御自由に傍聴できます。

日程 平成 28 年 6 月 4 日（土）

場所 二戸地区合同庁舎 1 階 大会議室（二戸市石切所字荷渡 6-3）